

第3 参考資料

当初予算(一般会計)年度別伸率の状況

(単位:%)

年度	規模	県税	県債	構成比	
				県税	県債
平10	104.2	109.7	<90.9> (84.9) 78.5	51.5	<9.9> (10.3) 11.6
平11	94.9	80.8	<104.4> (103.3) 105.6	43.9	<10.9> (11.2) 12.9
平12	101.5	108.5	<84.6> (89.5) 87.1	46.9	<9.1> (9.9) 11.0
平13	102.1	103.8	<98.4> (109.7) 111.6	47.7	<8.8> (10.6) 12.1
平14	102.5	91.3	<129.4> (134.0) 159.8	42.5	<11.1> (13.9) 18.8
平15	100.3	95.0	<92.1> (118.0) 120.5	40.2	<10.2> (16.3) 22.6
	(100.1)	(104.4)	(<96.4>) 90.6	(44.7)	(<10.4>) 15.8
平16	101.2	104.4	<96.4> (90.6) 97.8	41.5	<9.7> (14.6) 21.8
平17	96.6	105.9	<71.1> 71.1	49.0	<7.7> 11.6
平18	103.0	105.0	<105.0> 99.1	49.9	<7.8> 11.2
平19	101.4	<107.5> 118.7	<100.2> 92.9	<52.9> 58.4	<7.7> 10.2

注1 平成17年度から、一般会計で計上していた借換債は公債管理特別会計で計上。
平成16年度の上段()は、借換債を除いた場合の計数。

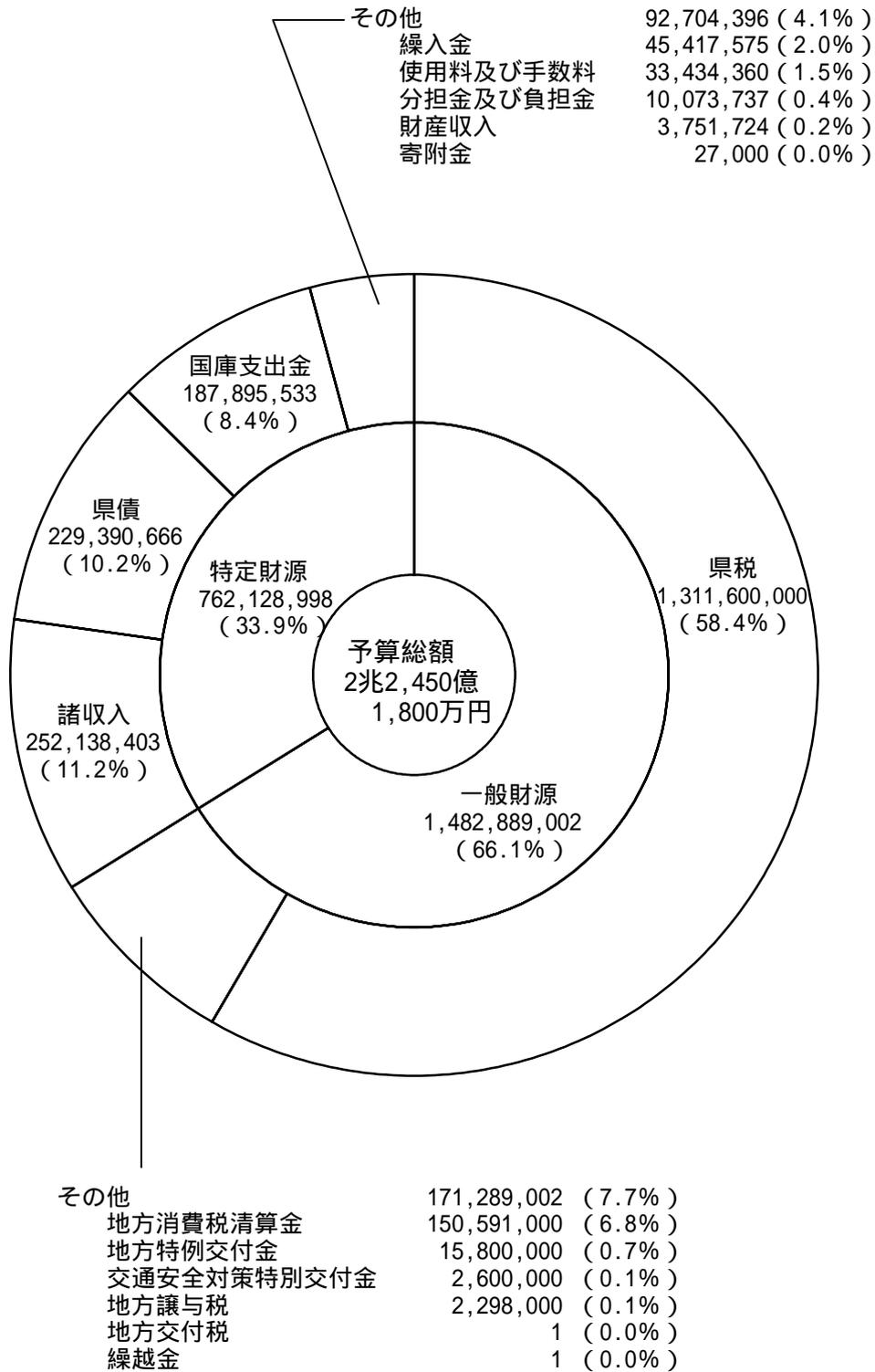
2 平成11年度は6月補正後の計数。

3 「県債」の欄の()は借換債除き、< >は借換債、NTT債、減税補てん債及び臨時財政対策債除きの計数。

4 平成19年度「県税」の欄の< >は税源移譲124,042百万円除きの計数。

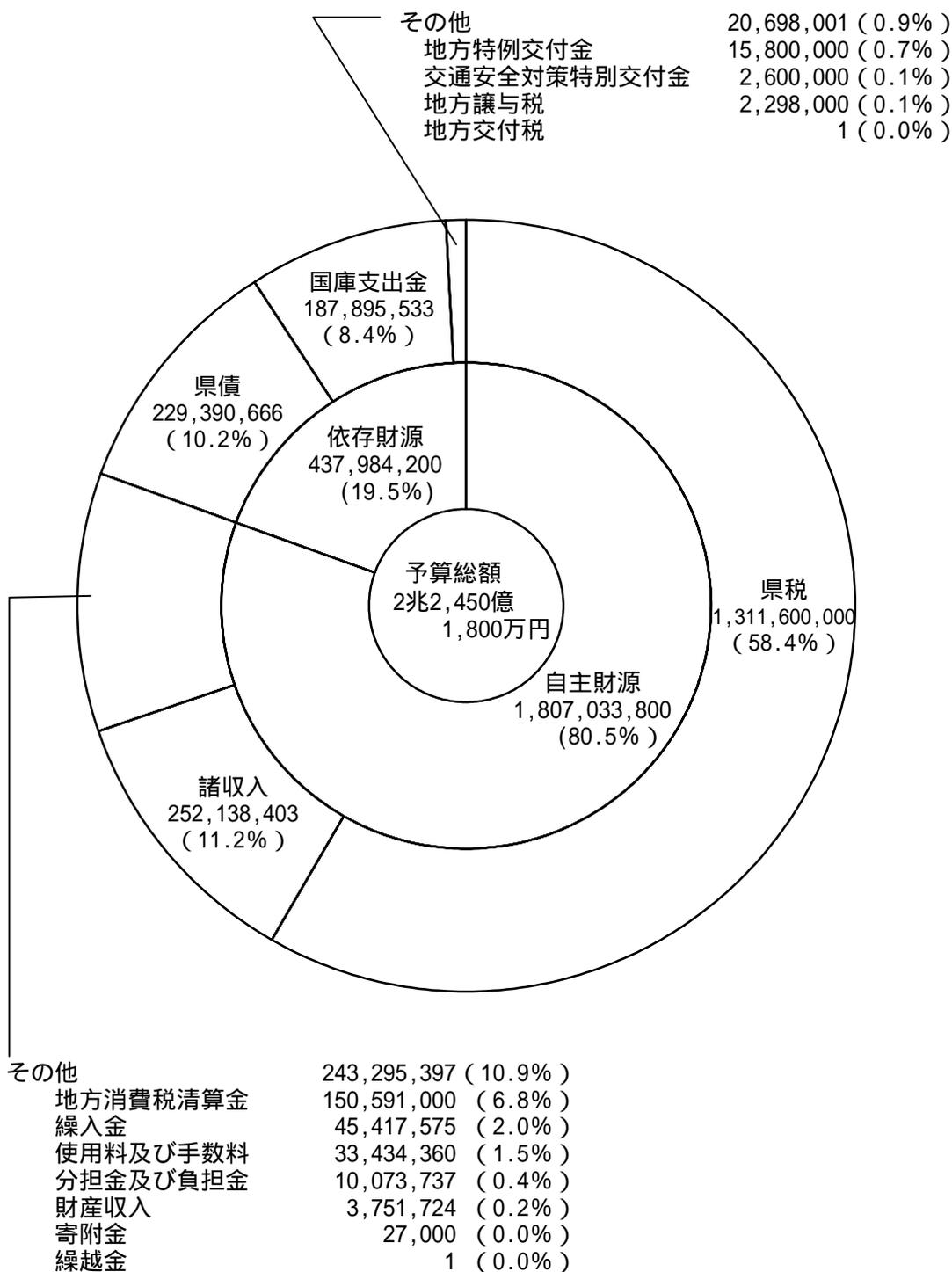
歳入予算の一般財源・特定財源別内訳(一般会計)

(単位：千円)



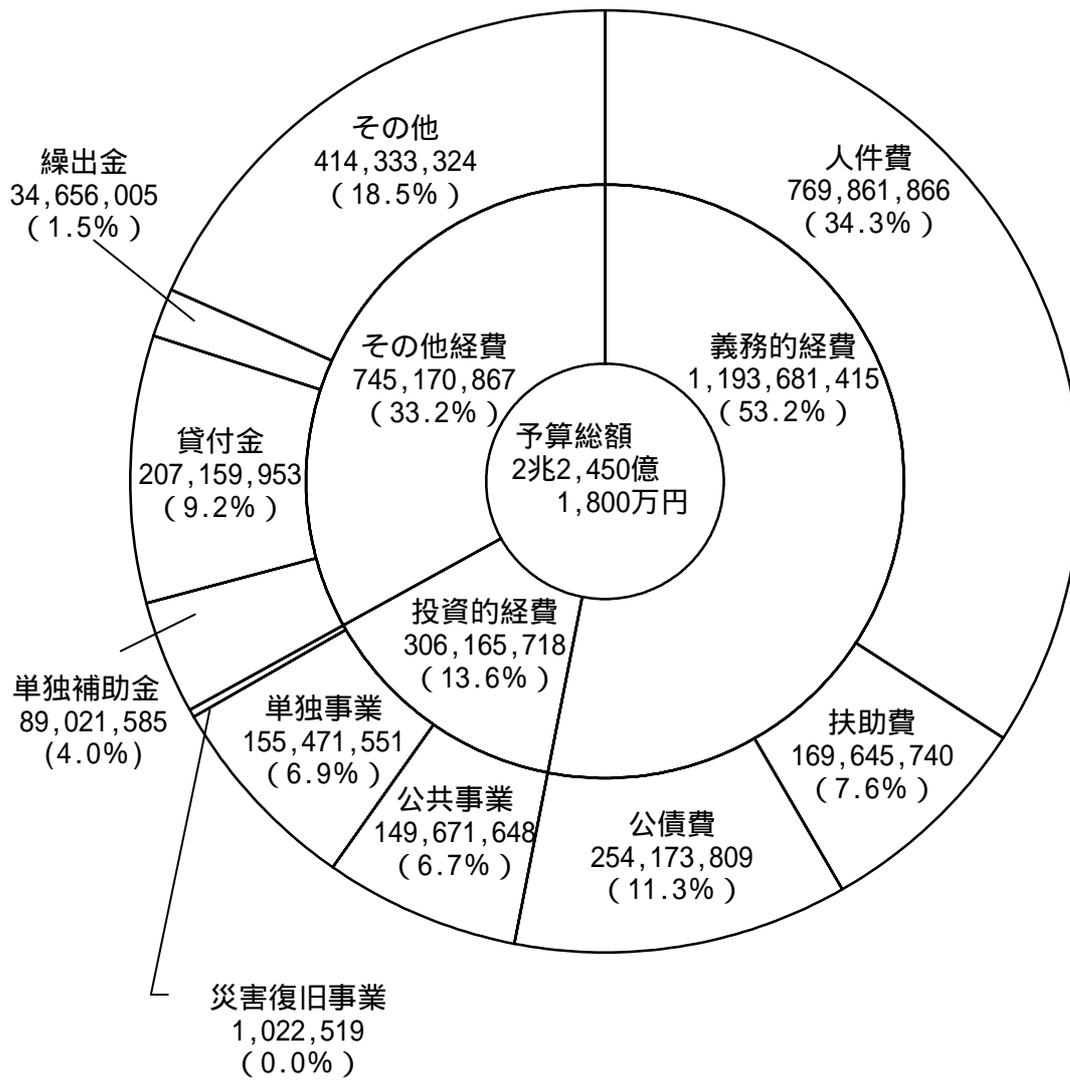
歳入予算の自主財源・依存財源別内訳(一般会計)

(単位：千円)



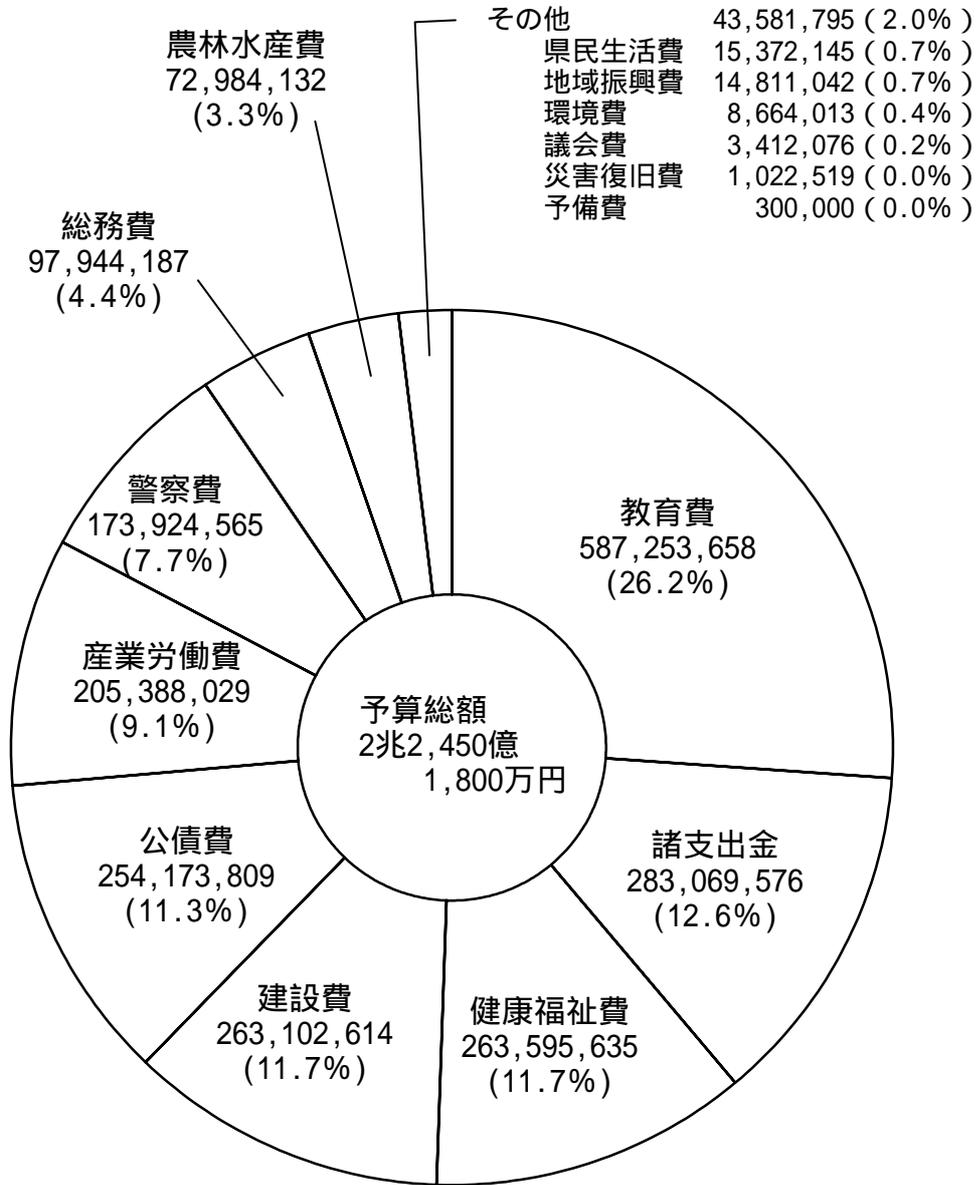
性質別歳出の状況(一般会計)

(単位:千円)

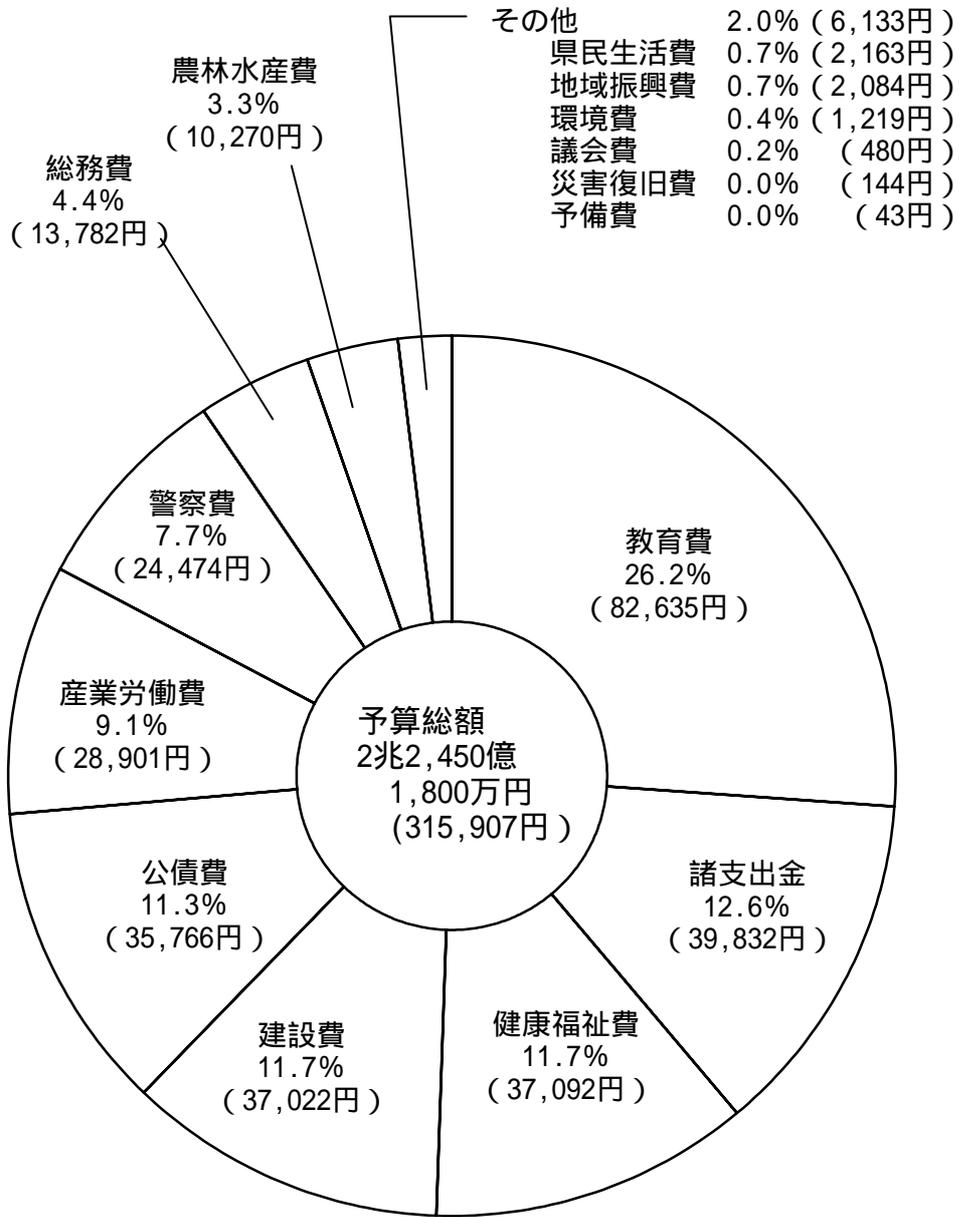


目的別歳出の状況(一般会計)

(単位:千円)



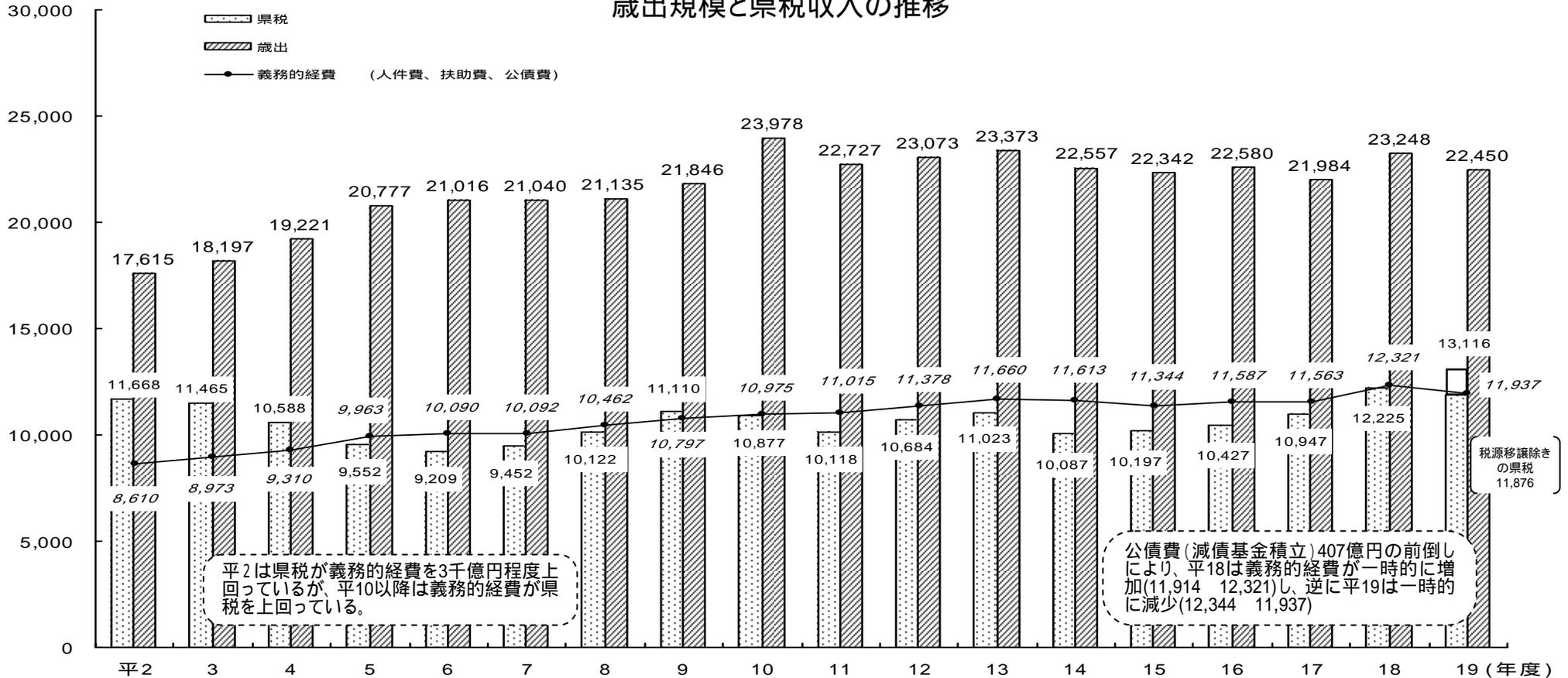
目的別歳出の状況(一般会計) 県民一人当たりの歳出額



平成18年3月31日現在住民基本台帳人口 7,106,585人

(億円)

歳出規模と県税収入の推移



(注)1.平成17年度までは決算額。平成18年度は最終予算見込額。平成19年度は当初予算見込額。 2.歳出及び義務的経費は借換債除きの規模。(義務的経費は最終予算額)
 3.平成19年度県税の白抜きは三位一体改革に係る税源移譲分(1,240億円)であり(見合いで国庫補助金が削減)、過去との比較では税源移譲を除いた額で比較することが適当。

【実質的な税関連収入】 県税に、税代替的性格を持つ地方譲与税を加え、市町村への義務的な税交付金等を控除したもの。

年度	平2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
決算額	10,805	10,578	9,859	8,833	8,396	8,703	9,499	10,062	9,054	8,414	8,668	9,052	8,552	8,672	8,858	9,755	11,906	11,490
平2比増減	-	227	946	1,972	2,409	2,102	1,306	743	1,751	2,391	2,137	1,753	2,253	2,133	1,947	1,050	+1,101	+685
主な制度変更	[法人事業税率] 12% → <H9> 地方消費税導入 → 11% → <H11> 恒久的減税 → 9.6%													三位一体改革による税源移譲額(内数) 1,298 (所得譲与税) / 1,240 (個人県民税)				
	外形標準課税対象外 9.6 外形標準課税対象 所得割7.2 付加価値割0.48 資本割0.2													19 税源移譲除きの県税 10,250 (555)				

県税収入は、好調な企業収益により法人二税を中心に回復しているものの、法人事業税の税率の引き下げ等により、三位一体改革による税源移譲分(見合いで国庫補助金が削減)を除けば、未だ平成2年度には及ばない。(平19:11,490 - 1,240=10,250(平2比 555))

平成19年度当初予算の収支状況の分析

歳入（繰入運用を除く一般財源・一般財源的収入）（億円）

区 分	19年度当初	18年度当初	増 減
県 税	13,116	11,046	2,070
地方譲与税	23	1,358	1,335
地方交付税	0	350	350
地方消費税清算金	1,506	1,476	30
地方特例交付金	158	43	115
臨時財政対策債	560	610	50
減税補てん債	0	130	130
そ の 他	1,914	1,922	8
計	17,277	16,935	342



県税収入は2,070億円の増であるが、所得譲与税からの振替分など地方譲与税の減(1,335億円)を差し引くと、+735億円



地方交付税は引き続き不交付の見込みで、350億円



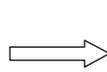
地方の財源不足を補てんするために国の施策で発行が認められる、臨時財政対策債、減税補てん債は、地方税収の回復などにより、縮小又は廃止され、合わせて180億円

歳入

県税は、2,000億円を超える大幅増となっているが、所得譲与税からの振替分などを差し引くと、実質的な増収は735億円で、これに交付税や臨時財政対策債などの減を反映させると、一般財源は342億円の増にとどまる。

歳出（義務的な経費）（億円）

区 分	19年度当初	18年度当初	増 減
人 件 費	7,699	7,642	57
（うち退職手当）	(786)	(606)	(180)
扶 助 費	1,696	1,571	125
公 債 費	2,542	2,540	2
税交付金等	3,154	3,053	101
計	15,091	14,806	285



人件費、扶助費、公債費の義務的経費に、税収に連動する税交付金等を加えた額は、+285億円の増

19年度当初の公債費は、18年度2月補正での前倒し計上407億円を除いた金額

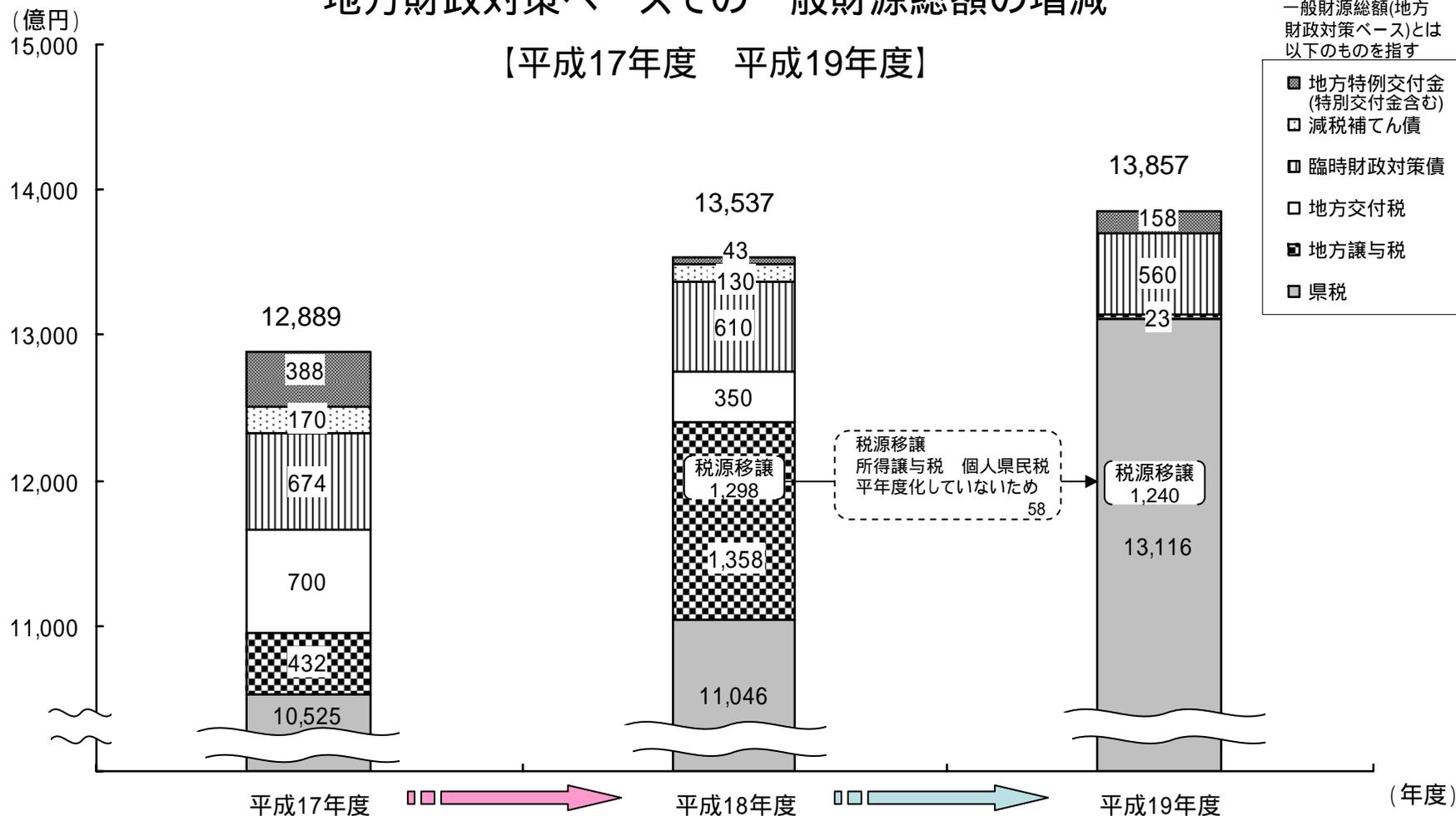
歳出

一方で、義務的な経費は285億円の増で、歳入の増をほぼ打ち消すことになる。

19年度歳入における県税等の一般財源は、実質的には342億円の増にとどまり、歳出における義務的な経費の285億円の増をまかなうと、差し引き57億円の改善にとどまる。
したがって、臨時的財源対策である基金からの繰入運用は、これに対応する額程度を抑制し、18年度の443億円から19年度は400億円となるものの、引き続き繰入運用を行わざるをえない。

地方財政対策ベースでの一般財源総額の増減

【平成17年度 平成19年度】



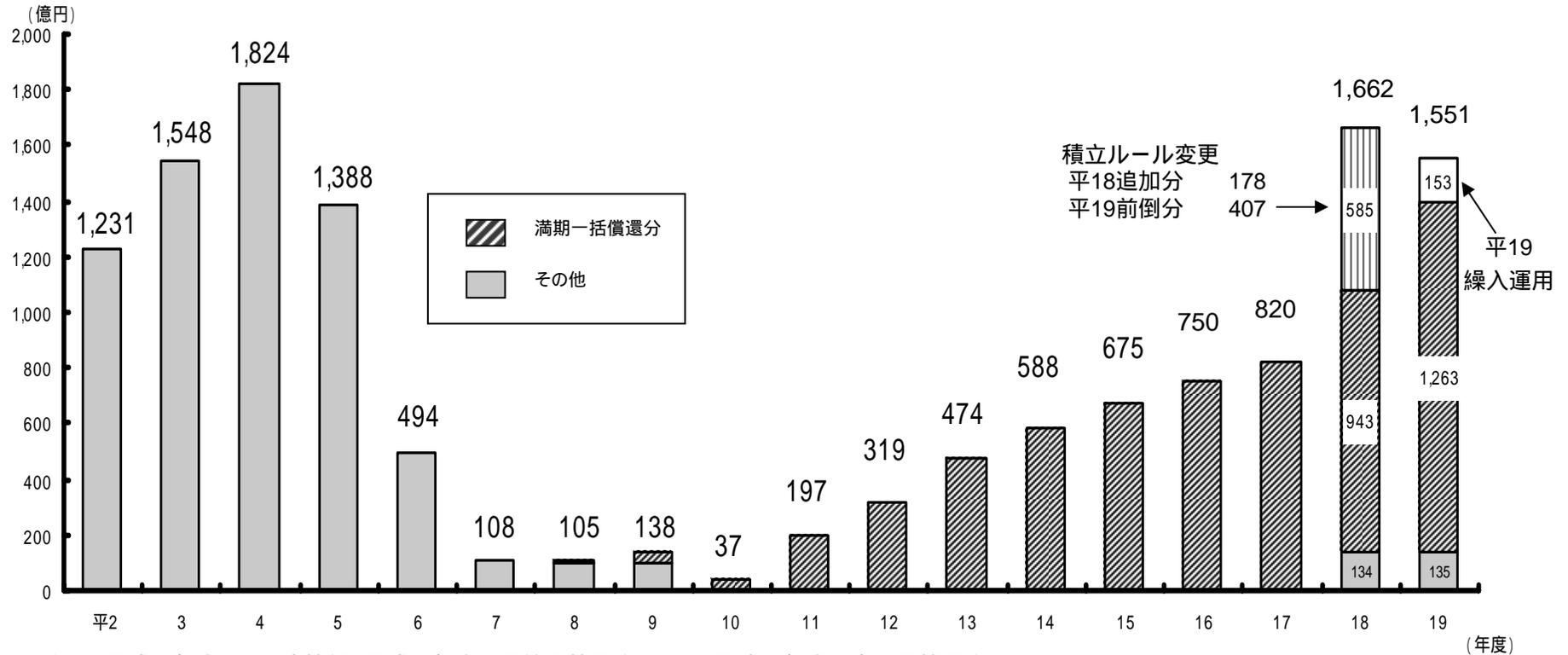
- ・ 税源移譲初年度における減収(平年度化していないため)。
- ・ 不交付団体となり、交付税ゼロ。臨時財政対策債の減。
- ・ 減税補てん財源(特別交付金、減税補てん債)の縮小・廃止。

一般財源の増加は主として税源移譲に係るもの(～平18:地方譲与税・地方特例交付金、平19:県税。見合いで国庫補助金が削減。)
 県税が増加する一方で、地方交付税、臨時財政対策債、減税補てん債等その他の財源が減少するため、一般財源総額の増加は大きくない。

基金残高の推移

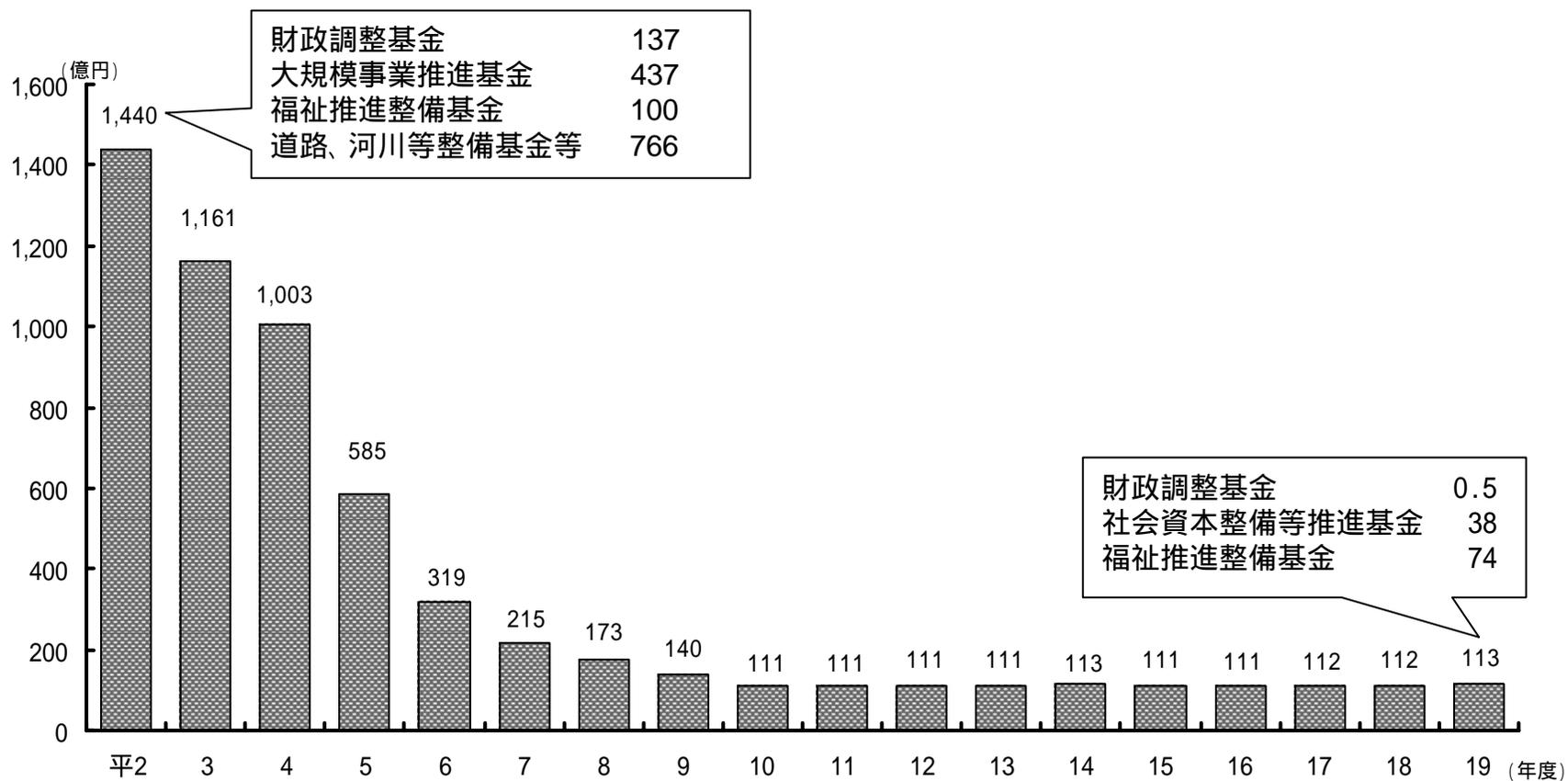
1 減債基金

18年度2月補正において、満期一括償還積立ルールを総務省基準に準じて変更(元金の3.3%/年)。
18年度追加必要額及び19年度必要額を前倒しで積立て
 (一部は20年度以降の公債費財源として積立て)
 しかしながら財源不足はなお残るため、19年度においても繰入運用を見込まざるを得ない。



- (注) 1 平成17年度までは決算額。平成18年度は最終予算見込ベース。平成19年度は当初予算見込ベース。
- 2 減債基金のうち、満期一括償還分は、一定の年限後(満期)に全額償還する方式の県債について、その償還に備えて、毎年度一定額を積み立てるものであり、県債の償還に目的が限定されている。
- 3 財源対策債等償還基金(6年度に減債基金に引継ぎ)を含んでいる。
- 4 白抜き部分は、一般会計への繰入運用を示す。
 (平成19年度末繰入見込153億円)
- 5 部分は、平成18年度2月補正予算における積立ルール変更による満期一括積立額(585億円)

2 その他の取崩し型基金

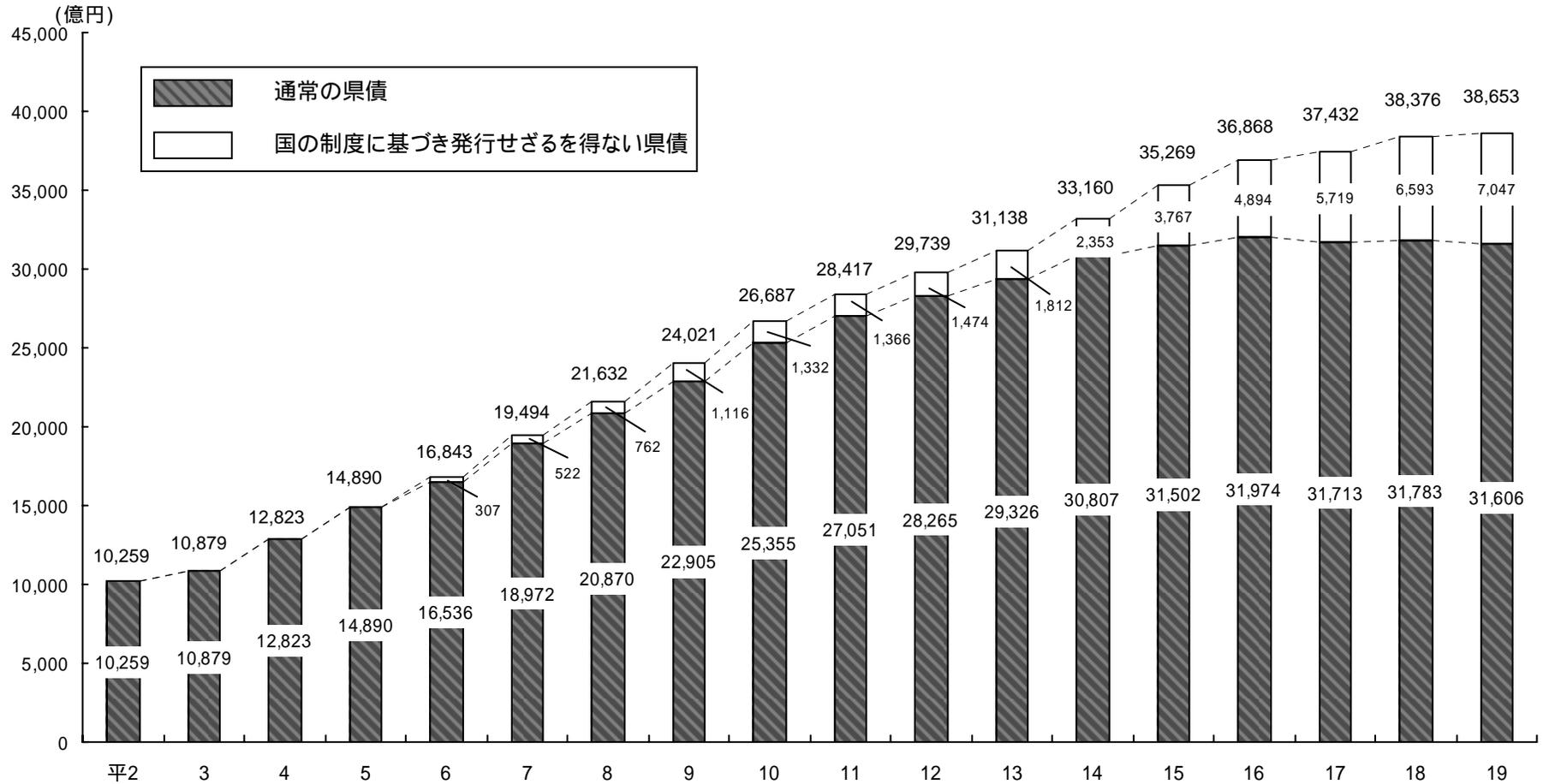


(注) 1 平成17年度までは決算額。平成18年度は最終予算見込ベース。平成19年度は当初予算見込ベース。

2 減債基金、財源対策債等償還基金、産業廃棄物適正処理基金、愛知万博基本理念継承発展基金は含めていない。

「貯金」に相当するその他の取崩し型基金は、枯渇した状態が続いている。

県債残高の推移



(注) 平成17年度までは決算額。平成18年度は最終予算見込ベース。平成19年度は当初予算見込ベース。

(年度)

白抜きは、国の制度に基づき発行せざるを得ない県債であり、ここでは臨時財政対策債、減税補てん債、臨時税収補てん債の計としている。

通常県債(国の制度に基づき発行せざるを得ない県債を除いたもの)の残高は減少しており、全体でも増加基調に歯止めがかかりつつある。

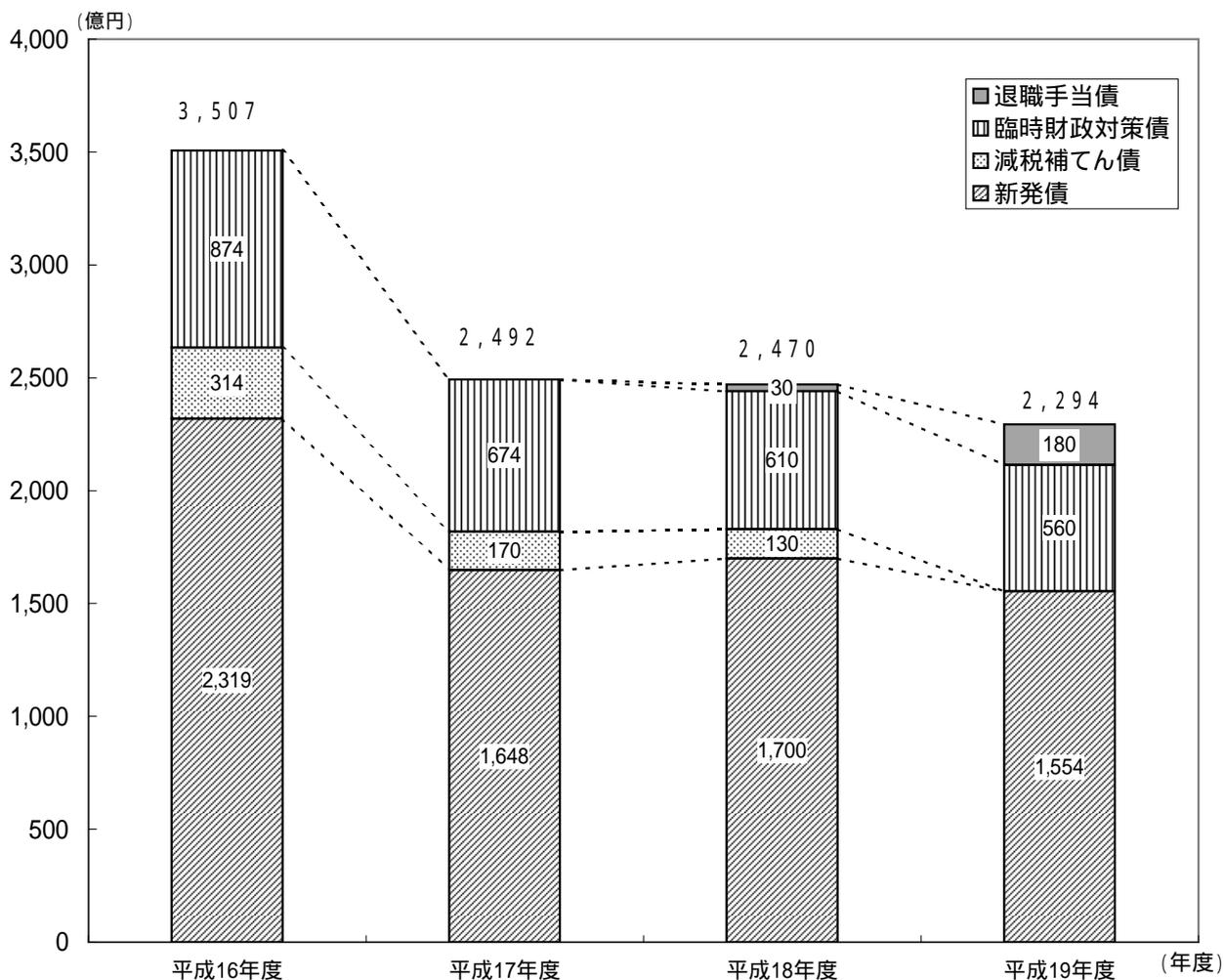
県民一人当たりの県債残高

18年度末見込 540,008円

19年度末見込 543,900円

(県民7,106,585人…18年3月31日現在住民基本台帳人口による)

県債の状況(当初予算ベース)



引き続き新発債の抑制に努め、財政健全化を
着実に進める。

臨時財政対策債...平成13年度の地方財政対策において設けられた特例地方債で、平成19年度からさらに3年間の発行が予定されている。地方交付税の振替措置であり、後年度にその元利償還額の100%が交付税算定上の基準財政需要額に算入される。

減税補てん債...恒久的な減税等の実施による地方公共団体の減収額を補てんするために設けられた特例地方債で後年度にその元利償還額の100%が交付税算定上の基準財政需要額に算入される。恒久的減税が廃止されたことに伴い、平成18年度をもって廃止された。

退職手当債...大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対応するため、大量退職による定数削減効果等が償還財源として確保される場合に、発行が許可される特例地方債。

借換債除きで整理している。

平成 1 8 年度の収支状況

2月補正

(一般財源ベース(一般財源的収入を含む))

	億円	億円
歳 入	・ 県税収入の増	1,179
	・ 地方特例交付金の増	441
	・ 減税補てん償・臨時財政対策償の増	191
	・ 地方交付税の減	343
	・ その他の減	38
		1,430
歳 出	・ 税交付金の増	45
	・ 美術品等取得基金 繰入実行分償還	15()
	・ 退職手当の増	38
	・ その他の不用等	22
		76
差 引 収 支 見 込 み -		1,354

財源調整

歳 入	・ 減償基金繰入運用の取り止め	283()	443
	・ その他基金繰入運用の取り止め	160()	
歳 出	・ 減償基金 繰入実行償還金	106()	911
	・ その他基金 繰入実行償還金	87()	
	・ 減償基金満期一括償還積立 (新ルールによる積立)	585	
	・ その他減償基金積立	133	
差 引 収 支 見 込 み -			1,354

() は 17・18年度の臨時の財源対策651億円の解消

18年度収支見込み(2月補正)		+
1,354	+	1,354 = 0

(注) 計数は概数である。

平成19年度の財源対策

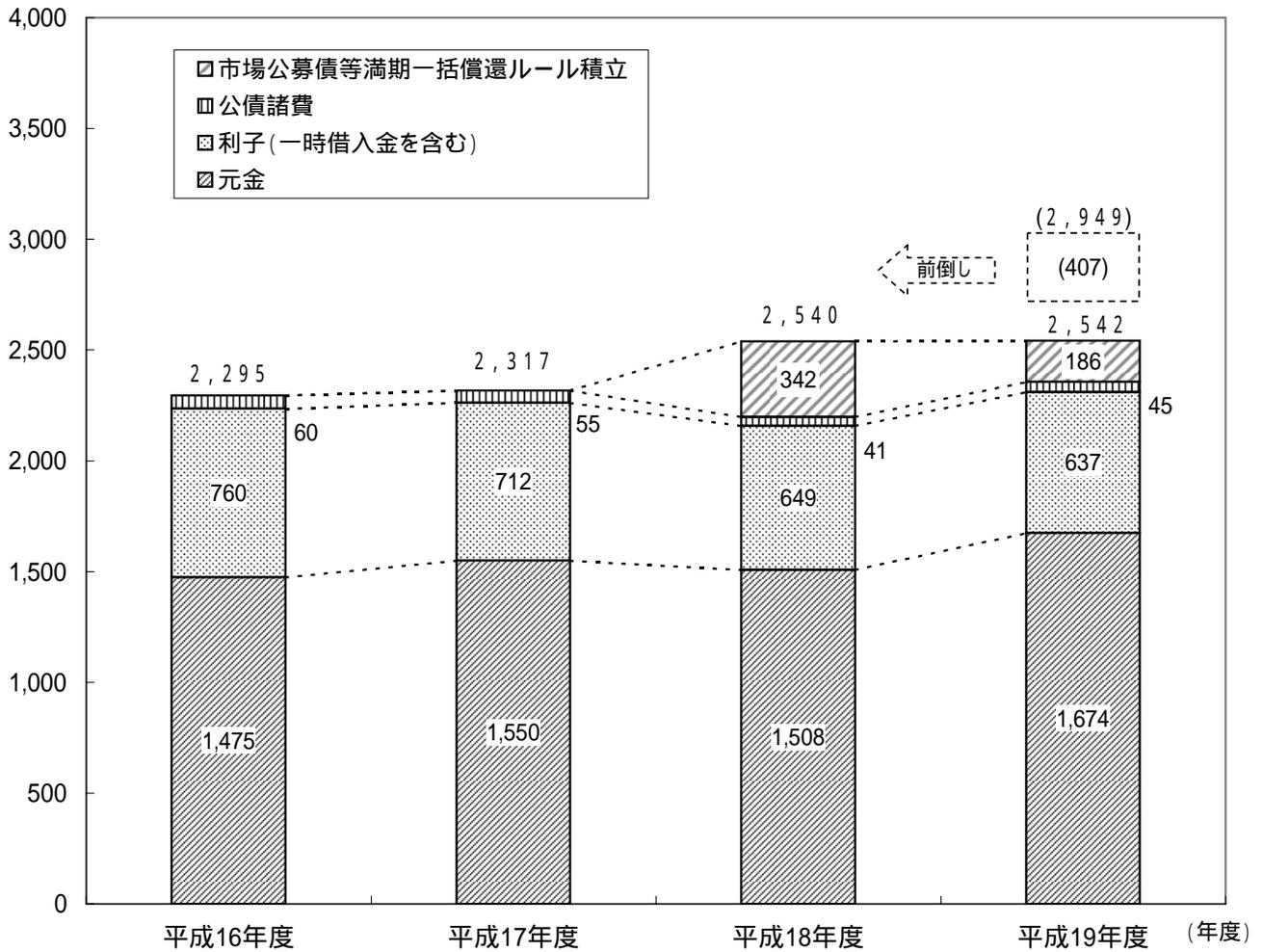
		億円
歳入の確保	・減債基金繰入運用	153
	・文化振興基金始め5基金の繰入運用	247
	計	400

このほか、県債の活用を行うとともに、減債基金への満期一括償還積立の18年度2月補正前倒し計上により、公債費を407億円抑制している

(注) 計数は概数である。

(億円)

公債費の状況(当初予算ベース)



当初予算では満期一括償還ルール積立を見送り、
2月補正で計上

平成19年度に必要な減債基金への満期一括償還のルール積立の一部を平成18年度(2月補正)に前倒すことにより、前年度並の規模に抑制。

()は、18年度2月補正において、18年度に前倒すこととした満期一括償還ルール積立を19年度に加えた場合。

借換債除きで整理している。

都道府県別財政指標（平成17年度普通会計決算ベース）

都道府県名	平成17国調人口 人	地方債残高 千円	一人当たり残高		公債費比率		実質公債費比率		財政力指数	
			円	順位	%	順位	%	順位		順位
1 北海道	5,627,737	5,493,606,268	976,166	39	19.7	35	19.8	46	0.36251	27
2 青森県	1,436,657	1,285,350,631	894,682	34	20.2	39	14.2	24	0.27396	38
3 岩手県	1,385,041	1,453,731,819	1,049,595	44	18.5	29	13.7	19	0.27297	39
4 宮城県	2,360,218	1,365,274,213	578,453	14	16.2	20	16.8	39	0.48082	15
5 秋田県	1,145,501	1,211,484,393	1,057,602	45	22.5	46	16.3	38	0.25155	44
6 山形県	1,216,181	1,096,068,005	901,238	35	18.5	29	15.4	30	0.29653	34
7 福島県	2,091,319	1,202,979,883	575,225	13	15.0	11	12.6	12	0.39045	22
8 茨城県	2,975,167	1,684,862,565	566,309	12	16.0	17	15.7	34	0.54868	8
9 栃木県	2,016,631	995,944,175	493,865	8	19.9	36	15.9	35	0.52604	10
10 群馬県	2,024,135	963,551,921	476,031	4	14.3	8	10.5	3	0.50680	11
11 埼玉県	7,054,243	2,930,575,082	415,434	3	11.4	2	15.4	30	0.65493	5
12 千葉県	6,056,462	2,321,943,123	383,383	2	15.0	11	13.9	22	0.64919	7
13 東京都	12,576,601	7,346,801,749	584,164	16	14.9	10	17.1	41	1.10741	1
14 神奈川県	8,791,597	2,924,480,982	332,645	1	4.9	1	10.3	1	0.81533	3
15 新潟県	2,431,459	2,451,402,782	1,008,202	43	18.0	26	14.4	25	0.37770	24
16 富山県	1,111,729	990,908,747	891,322	33	21.0	42	14.9	29	0.37373	25
17 石川県	1,174,026	1,101,353,712	938,100	37	20.9	41	11.9	6	0.39539	21
18 福井県	821,592	783,860,578	954,075	38	20.0	38	15.5	32	0.34193	30
19 山梨県	884,515	883,074,661	998,372	40	18.6	31	13.0	15	0.34600	29
20 長野県	2,196,114	1,546,753,067	704,314	25	22.0	45	20.1	47	0.39851	20
21 岐阜県	2,107,226	1,388,721,661	659,028	21	16.0	17	13.0	15	0.44358	18
22 静岡県	3,792,377	2,201,981,136	580,634	15	16.4	21	12.9	14	0.65327	6
23 愛知県	7,254,704	3,818,734,270	526,380	11	12.1	4	12.3	8	0.89199	2
24 三重県	1,866,963	955,716,573	511,910	10	15.9	16	12.3	8	0.48989	12
25 滋賀県	1,380,361	890,072,421	644,811	20	16.0	17	13.7	19	0.44908	17
26 京都府	2,647,660	1,318,764,612	498,087	9	12.3	6	10.3	1	0.48049	16
27 大阪府	8,817,166	4,297,238,741	487,372	7	12.3	6	15.5	32	0.70911	4
28 兵庫県	5,590,601	3,572,182,355	638,962	19	18.2	27	19.6	45	0.48664	13
29 奈良県	1,421,310	976,119,546	686,775	23	18.2	27	13.1	18	0.35709	28
30 和歌山県	1,035,969	712,930,525	688,177	24	15.8	14	11.0	4	0.28137	37
31 鳥取県	607,012	610,602,846	1,005,916	42	20.7	40	13.0	15	0.23916	45
32 島根県	742,223	1,051,766,521	1,417,049	47	24.2	47	17.9	43	0.21059	47
33 岡山県	1,957,264	1,208,729,210	617,561	17	19.9	36	18.8	44	0.42366	19
34 広島県	2,876,642	1,802,146,775	626,476	18	15.4	13	16.0	37	0.48341	14
35 山口県	1,492,606	1,117,250,379	748,523	30	19.1	34	12.7	13	0.36537	26
36 徳島県	809,950	974,365,095	1,202,994	46	21.4	43	14.8	27	0.30852	33
37 香川県	1,012,400	743,348,398	734,244	29	16.8	22	14.5	26	0.39040	23
38 愛媛県	1,467,815	968,244,759	659,650	22	17.9	24	12.4	10	0.34077	31
39 高知県	796,292	795,985,577	999,615	41	21.6	44	17.3	42	0.21643	46
40 福岡県	5,049,908	2,413,445,452	477,919	5	12.1	4	13.7	19	0.54493	9
41 佐賀県	866,369	624,335,314	720,634	27	18.9	33	17.0	40	0.29323	36
42 長崎県	1,478,632	1,061,034,642	717,579	26	14.7	9	12.5	11	0.25271	43
43 熊本県	1,842,233	1,338,556,333	726,594	28	15.8	14	14.8	27	0.33487	32
44 大分県	1,209,571	990,948,134	819,256	32	17.8	23	14.0	23	0.29580	35
45 宮崎県	1,153,042	910,885,723	789,985	31	17.9	24	12.2	7	0.26421	42
46 鹿児島県	1,753,179	1,624,232,822	926,450	36	18.7	32	15.9	35	0.27123	40
47 沖縄県	1,361,594	651,873,539	478,758	6	11.7	3	11.7	5	0.27066	41
(単純平均)	2,718,468	1,682,004,717	731,288	-	17.1	-	14.5	-	0.42806	-

* 公債費比率は公債費の一般財源に占める割合。

* 財政力指数が1を超える場合（基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合）には、当該団体は地方交付税の不交付団体となる。（上記数値は直近3箇年の平均値である。）

* 実質公債費比率は、公債費比率に準元利償還金（満期一括償還地方債の1年当たり元金償還金相当額等）を加味したものであり、これが18%以上の団体は、起債について総務大臣の許可を要する。

* 順位については、良い方（小さい）から1番としてある。